

第

4

部

資

料



富山市障害者計画・障害福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成18年 6月 1日	障害者のニーズ把握のためのアンケート調査実施
平成18年 6月30日	障害者施策の現状把握のため関係機関に対する調査
平成18年 7月 7日	障害者のニーズ把握のための障害者団体に対する要望事項調査
平成18年10月19日	第1回富山市障害者計画等策定委員会 策定スケジュールについて 富山市障害者計画及び障害福祉計画の概要について 障害者の現状について アンケート調査結果及び意見・要望について
平成18年11月21日	富山市障害者計画等策定検討会 富山市障害者計画及び障害福祉計画の概要について 策定の組織体制、スケジュールについて ワーキンググループの担当職員の推薦について
平成18年11月30日 }	富山市障害者計画等策定検討会（ワーキンググループ） 障害者計画（案）の検討項目の確認・調整（追加・修正・削除）
平成18年12月 7日	
平成18年12月21日	第2回富山市障害者計画等策定委員会 これまでの策定状況について 障害者計画（案）について ・基本目標等 ・目標年度の障害のある人の数 ・分野別基本計画 今後の策定スケジュールについて
平成19年 1月29日	第3回富山市障害者計画等策定委員会 これまでの策定状況について 障害者計画（案）について ・前回の策定委員会に基づく修正（案）について 障害福祉計画（案）について ・数値目標等について 今後の策定スケジュールについて
平成19年 2月 1日 }	パブリックコメントの実施（市ホームページ）
平成19年 2月15日	
平成19年 2月11日・ 12日	地域懇談会の開催（市内3か所）
平成19年 2月27日 （予定）	第4回富山市障害者計画等策定委員会 これまでの策定状況について 障害者計画（案）について 障害福祉計画（案）について

富山市障害者計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の自立と社会参加を促進することを目的に、障害者基本法に規定される「富山市障害者計画」及び障害者自立支援法に規定される「障害福祉計画」(以下「計画」という。)を策定するため、富山市障害者計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、前条の目的を達成するため、計画の策定に関し必要な事項について調査、審議し、計画を策定する。

(組織等)

第3条 策定委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者団体の代表者
- (5) 経済・労働関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの期間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 策定委員会に委員長1人、委員長代理1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。委員長代理は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会議を招集し、主宰する。委員長代理は、委員長を補佐する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(検討会)

第7条 策定委員会に、策定委員会の所掌事務について調査、研究させるため検討会を置く。

- 2 検討会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月19日から施行する。

富山市障害者計画等策定委員会委員名簿

委嘱区分	氏名	役職名	備考
学識経験者	宮田 伸朗 土田 豊	富山短期大学教授 富山市医師会長	委員長
福祉・保健事業等の関係者	大島 哲夫 菊川 祐介 川岸 みづほ 中井 浩 高井 秀雄	富山市社会福祉協議会会長 富山市民生委員児童委員協議会会長 富山市保健推進員連絡協議会会長 富山市ボランティア連絡協議会会長 富山市自治振興連絡協議会副会長	委員長代理
障害者施設の代表者	恒川 健三 河合 義治 日俣 穂	(福)富山県社会福祉総合センター次長 (福)セーナー苑理事長 (福)富山県精神保健福祉協会理事	
障害者団体の代表者	多賀 清成 西野 満男 谷口 利一 串田 照男 堀 恵一 小中 栄一 富森 真琴 山崎 乙吉 寺田 秀雄	富山市身体障害者福祉協議会会長 大沢野町身体障害者協会会長 富山市婦中地区身体障害者協会 富山市肢体障害者協会会長 富山市視覚障害者協会会長 富山市聾唖福祉協会会長 富山市手をつなぐ育成会会長 障害者(児)を守る富山市連絡会会長 富山市精神障害者家族会等連絡会会長	
経済・労働関係者	土肥 龍夫 島田 秀雄 富田 博	富山商工会議所企画総務部長 阪神化成工業(株)経営企画室長 サクラパックス(株)総務部長	

富山市障害者計画等策定検討会設置要領

(趣旨)

第1条 富山市障害者計画等策定委員会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、富山市障害者計画等策定検討会(以下「検討会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について調査、研究する。

- (1) 理解と交流の促進
- (2) 地域生活支援施策の充実
- (3) 生活環境の整備
- (4) 教育・スポーツ・文化芸術活動の促進
- (5) 雇用・就労の促進
- (6) 保健・医療の充実
- (7) その他富山市障害者計画及び障害福祉計画の策定に係る必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、座長及び検討員をもって組織する。

- 2 座長は、福祉保健部次長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副座長は、福祉保健部次長(介護・高齢者福祉担当)をもって充て、座長を補佐する。
- 4 検討員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 前項の規定にかかわらず、座長が必要と認めたる者は、検討員とすることができる。

(ワーキンググループ)

第4条 検討会の円滑な運営と事業の推進のため、検討会にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、別表に掲げる課等の長がその所属職員のうちから推薦する者を充てる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める

附 則

この要領は、平成18年11月6日から施行する。

別 表

部 局	所 属	部 局	所 属
企 画 管 理 部	職員課長	建 設 部	道路課長
	広報課長		道路維持課長
情報統計課長	公園緑地課長		
財 務 部	契約課長		防災対策課長
			市営住宅課長
福 祉 保 健 部	社会福祉課長	市 民 病 院	総務課長
	障害福祉課長	教 育 委 員 会	学校教育課長
	こども福祉課長		学校保健課長
	長寿福祉課長		生涯学習課長
	介護保険課長		スポーツ課長
	保健所総務課長		図書館長
	保健所保健予防課長		消 防 局
	保健所健康課長	大沢野総合行政センター	地域福祉課長
保健所衛生検査課長	大山総合行政センター	地域福祉課長	
市 民 生 活 部	市民生活相談課長	八尾総合行政センター	地域福祉課長
	生活安全交通課長	婦中総合行政センター	地域福祉課長
	男女参画・ボランティア課長	山田総合行政センター	市民福祉課長
商 工 労 働 部	商業労政課長	細入総合行政センター	市民福祉課長
都 市 整 備 部	都市計画課長		
	交通政策課長		
	建築指導課長		

用語解説

この用語解説は、本計画および第1期富山市障害福祉計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

IT〔Information Technology〕 情報技術。パソコンの普及によりインターネットの利用が拡大された。インターネットの利用者は居ながらにして世界のさまざまな情報を得られる。インターネットを手軽に利用できるようになったことで、社会のIT化は一挙に進んだが、多くの場合パソコンの操作がインターネット利用の前提であるために、パソコンを操作できない人は効率的な情報の入手経路を阻まれ、「デジタル・ディバイド（情報格差）」を引き起こしている。

アジア太平洋障害者の十年 国連・障害者の十年（1983年～1992年）を継承し、障害者施策の推進を図るため、1993年から2002年を期間としている。日本をはじめ、アジア太平洋諸国は10年間の国内行動計画を定めた。この「アジア太平洋障害者の十年」は、2002年のアジア・太平洋経済社会委員会総会において、さらに10年延長された。

アスペルガー症候群 自閉症のうち、知的障害を伴わず、言語的コミュニケーションが比較的良好なタイプ。 **自閉症**

医学的リハビリテーション リハビリテーションの中の医学的側面をいう。狭義にはリハビリテーション医学の裏付けによりその専門性が認められる部分、即ち理学療法、作業療法、言語療法、義肢装具製作、心理指導等により治療・訓練を施す分野を指すこともあるが、広義には、障害のある人のリハビリテーション過程における保健、治療等の医学的側面全般を含む。

育成医療 身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、障害のある児童に対し行われる生活の能力を得るために必要な公費負担医療をいう。育成医療は、児童福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

一般就労 障害のある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

移動支援事業 障害者自立支援法に定める地域生活支援事業の一種で、屋外での移動が困難な障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業。個別支援型、グループ支援型及び車両移送型の3種類が想定されている。従来のガイドヘルパー事業の多くは、この移動支援事業に該当する。

インフォーマルサービス 近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。

インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組みが可能である点が特徴といえる。

うつ病 気分と意欲が障害される精神障害。最近までは躁うつ病といわれ、現在では気分障害や感情障害といわれる。躁状態あるいはうつ状態があらわれるが、うつ状態だけのものをうつ病、躁・うつ両方あわれるものを双極性障害（狭義の躁うつ病）という。とくに、うつ病はストレスにあふれた現代社会のなかで増加してきている。

NPO法人（特定非営利活動法人） 特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要である。

援護寮 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定められていた精神障害者社会復帰施設の一つである精神障害者生活訓練施設をいう。入院医療の必要はないが精神に障害があるため独立して日常生活を営むことが困難と見込まれる人（知的障害のある人を除く）に生活の場を提供し、社会参加に必要な生活指導を行う施設である。本市には「ゆりの木の里」がある。

オストメイト 人工肛門・人工膀胱保有者。

音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 身体障害の一種。身体障害者福祉法では、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失又は著しい障害で永続するものを同法の対象となる身体障害としている。

介護給付 障害者自立支援法に定める自立支援給付の介護給付には、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援及びケアホーム（共同生活介護）の10種類がある。なお、介護保険の要介護認定者が受ける保険給付も介護給付という。

介護手当 常時介護を必要とする6歳以上の身体に障害のある人又は知的障害のある人に対する市の支給金。平成18年度の支給月額が1万円である。

介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法によって規定された国家資格。介護福祉士の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある人に、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、また、介護サービス利用者及び介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする人をいう。ホームヘルパー、福祉施設職員等に介護福祉士が増加しつつある。

介護保険法 加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった高齢者等が、その有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、国民の共同連帯の理念に基づき必要な介護サービスに係る給付を行うことを目的とした法律。制度としては、財源の2分の1を公費、残りを保険料でまかなう社会保険で、利用者の選択により介護サービスを利用できるシステムである。

介護予防 高齢者が要介護とならないよう予防すること。

ガイドヘルパー 重度の視覚に障害のある人、脳性まひ等全身性障害のある人及び知的障害のある人

の外出時に付き添い、移動時の介護等を行うヘルパーをいう。

学習障害（LD） 知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す発達障害である。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

学童保育 小学生を放課後などに預かる事業。本市には、小学校の余裕教室などを利用して、放課後などに子どもたちが自主的に参加できる健全な遊び場を提供する地域児童健全育成事業(こども会)と、保護者が仕事などの理由により昼間自宅にいない家庭の児童の保護者が帰宅するまで預かる放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)がある。地域児童健全育成事業は各小学校区の運営協議会に、放課後児童健全育成事業は市内の社会福祉法人等に運営を委託して実施している。また、平成18年度から、町内会やボランティア団体などが小学生を対象とする地域ミニ放課後児童クラブ事業を開始した。

家庭児童相談室 家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所に設けられている。福祉事務所が行う家庭児童福祉に関する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行うこととされ、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する家庭相談員が配置されている。

完全参加と平等 ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」(1981年)のテーマである。障害のある人がそれぞれの住んでいる地域で社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的、経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現するという意味である。

義肢装具士 義手、義足、体幹装具等の義肢装具を製作し、身体に適合させる高度専門的技術を持つと認められた人に付与される名称。義肢装具士法に基づき、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢装具の製作、適合等を行うことを業とする。

機能訓練 損なわれた身体機能の維持・回復を図るための訓練。麻痺などにより失われた機能の維持・回復を図る運動療法、機能的作業療法と、機能障害が永続的になった場合、残された健全な機能の開発を図る日常生活動作訓練などをいう。

機能障害〔impairment〕 WHOの国際障害分類では、これを「心理的、生理的又は解剖的な構造又は機能のなんらかの喪失又は異常である」としており、形態異常を含む概念である。国際障害分類では、障害の三つのレベル(機能障害 能力低下 社会的不利)という考え方を示しており、日常生活や社会生活上の困難をもたらす心身そのものの障害状況であると理解される。なお、WHOは、国際障害分類を国際生活機能分類に変更した。 国際生活機能分類

共同作業所 一般の企業等で働くことが困難な障害のある人の働く場を確保するため、障害のある人、親、職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている比較的少人

数の作業所。法的に認められている授産施設と違って、無認可施設のため、公的援助は少なく財政基盤をはじめ、施設整備、施設運営など十分な内容とはいえないところがあるが、地域に密着していることが利点としてあげられる。小規模作業所、小規模授産所、福祉作業所などの名称でも呼ばれており、地方自治体から補助金も出されている。障害者自立支援法の施行により、多くの共同作業所が、就労継続支援（B型）あるいは地域活動支援センターに移行する。

共同生活援助 グループホーム

共同生活介護 ケアホーム

強度行動障害 行動障害

居住系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者自立支援法により、日中活動の場と住まいの場はそれぞれ選択することになった。居住系サービスとは、その住まいの場をいい、施設入所支援、グループホーム及びケアホームが該当する。

居宅介護（ホームヘルプ） 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種で、障害のある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスとされており、支援費制度の居宅介護のうちの身体介護と家事援助を合わせたサービスである。

緊急通報装置 本市においては、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、緊急通報装置の貸与をしている。急病や災害等の緊急時に迅速に対応するため、ペンダントのボタンを押すと、消防署や協力員等に通報され、緊急対応を行う。

グループホーム（共同生活援助） 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種であるグループホームは、障害のある人が共同生活を行う住宅である。ケアホームとの違いは、グループホーム利用者は介護を要しない人、ケアホーム利用者は介護を要する人となっていることである。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。

訓練等給付 障害者自立支援法に定める自立支援給付に位置づけられている地域生活への移行や一般就労への移行等をめざすサービスの総称。訓練等給付は、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）及びグループホーム（共同生活援助）で構成されている。

ケアホーム（共同生活介護） 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種であるケアホームは、障害のある人が共同生活を行う住宅である。グループホームとの違いは、ケアホーム利用者は介護を要する人、グループホーム利用者は介護を要しない人とされていることである。ケアホーム入居者の平日の日中は、日中活動系サービスを利用する。

ケアマネジメント 支援を必要とする人が地域で暮らしていけるよう各種在宅サービス等を調整してケアプランを作成し、実行していくこと。ケアマネジメントを実施するには、ケアプランを作成するケアマネジャーの養成と在宅サービスメニューの充実が必要となる。

経過的福祉手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、20歳以上の従来の福祉手当の受

給資格者であって、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受けることができない在宅の人に支給される。支給月額が障害児福祉手当と同じ14,380円（平成18年度）。所得制限がある。

健康寿命 日常生活に介護等を必要とせず、心身とも自立した活動的な状態で生活できる期間をいう。世界保健機構（WHO）の調査によれば、平成12年の日本の健康寿命は、男性71.9歳、女性77.2歳で、平均寿命と同じく世界でも最高の水準であった。

言語聴覚士 厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能、摂食・嚥下機能又は聴覚に障害のある人の機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする人をいう。

権利擁護 自らの意思を表示することが困難な知的障害のある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

高次脳機能障害 病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障害をきたす病態。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性の変性疾患によるものは含まれない。

更生医療 身体に障害のある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、身体に障害のある人に対し行われるその更生のために必要な公費負担医療をいう。更生医療は、身体障害者福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

更生施設 障害のある人が入所して、その更生に必要な治療、訓練を行う施設として、身体障害者更生施設及び知的障害者更生施設がある。これらの施設は、平成23年度までに障害者自立支援法の定める新体系に移行する。

行動援護 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種で、自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害のある人又は統合失調症等の重度の精神に障害のある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護をいう。移動の場合も利用できる。

行動障害 一般的には、状況にそぐわない不適切な行動で、しばしば他者もしくは本人にとって有害な行動をいう。強度の行動障害とは、発達障害のある人の環境への著しい不適応を意味し、多動、奇声、自傷、攻撃、異食等が日常生活において高い頻度で出現するため、処遇困難なものをいう。

交流教育 障害のある児童とない児童と一緒に教育することをいう。一般的には、特殊学級に在籍する障害のある児童が、特定の時間だけ、通常の学級の児童と学ぶことをいう。


高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関のバリアフリーをめざす「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）と、デパートや旅客施設などのバリアフリーをめざす「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」（ハートビル法）を統合

し、高齢者や障害のある人が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的に、平成18年6月に公布された。一般的には「バリアフリー新法」という。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

コーディネーター〔coordinator〕 仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助においては、他の職種とのチームワークが不可欠であり、その際に関係する施設、機関、団体の人たちとの調整が必要となる。

国際障害者年〔International Year of Disabled Persons ; I Y D P〕 1976年の国際連合総会は、世界的規模で啓発活動を行う国際障害者年を1981年とすることを決議した。そのテーマは「完全参加と平等」であり、具体的な目的は、障害のある人の身体的、精神的な社会適合の援助、就労の機会保障、日常生活への参加の促進、社会参加権の周知徹底のための社会教育と情報の提供、国際障害者年の目的の実施のための措置と方法の確立、であった。これらの目的は1年で達成されるものではないので、国際連合はさらに「障害者の十年」(1983～1992年)を設定し、各国が計画的に課題解決に取り組んできた。

国際シンボルマーク 障害のある人のリハビリテーション事業を実施する世界各国の団体及び国際団体から構成される国際障害者リハビリテーション協会によって、障害のある人が容易に利用できる建物・施設であることを明確に示すシンボルマークとして  決定されたものである。シンボルマークが適切に広く利用されるとともに、普及されることによって、障害のある人が直面している建築上、その他の障壁の除去・軽減について市民に対し理解を高めることを目的としている。

国際生活機能分類（ICF） WHO（国際保健機構）が、2001年5月第54回総会において、国際障害分類（ICIDH）の改訂版として採択した障害に関する国際的な分類。国際障害分類が身体機能の障害による生活機能の障害（社会的不利）を分類するという考え方であったのに対し、国際生活機能分類は環境因子という観点を加え、例えば、バリアフリー等の環境を評価できるように構成されている。このような考え方は、障害のある人はもとより、すべての人の保健・医療・福祉サービス、社会システムや技術のあり方の方向性を示唆しているといえる。

国連・障害者の十年 国際障害者年の目的を計画的に達成していくために、1982年に国連が決議採択したもので、1983年から1992年までの10年間を設定した。各国が、障害のある人の福祉、自立支援、教育等の諸施策を計画的に充実していくよう要請したものである。

心の健康センター 精神保健の向上及び精神に障害のある人の福祉の増進を図るため、都道府県に置かれる精神保健福祉センターのこと。具体的な業務としては、精神保健及び精神に障害のある人の福祉に関する知識の普及と調査研究、相談及び指導のうち複雑又は困難なもの、精神医療審査会の事務、精神に障害のある人の自立支援医療の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請

に対する決定に関する事務等がある。

コミュニケーション支援事業 障害者自立支援法に定める地域生活支援事業の一種で、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆者を派遣する事業。

雇用率 障害者雇用率

サービス利用計画 介護給付等を受ける障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービスを利用する障害のある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する人等を定めた計画をいう。介護保険のケアプラン（介護サービス計画）と同様のものである。

災害時要援護者 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人をいう。具体的には、ひとり暮らしやねたきりの高齢者、障害のある人、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等が考えられる。かつては、災害弱者と言われていた。

在宅福祉サービス 要援護者を居宅において処遇するための各種サービス。具体的には、施設機能を利用したデイサービス、ショートステイのほか、ホームヘルプサービス、入浴サービス、給食サービス等がある。

作業療法士〔Occupational Therapist;OT〕 厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法を専門技術とする医学的リハビリテーション技術者に付与される名称。理学療法士及び作業療法士法により資格、業務等が定められている。作業療法とは、身体又は精神に障害のある人に主としてその応用的動作能力又は社会的応用力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を訓練として行わせる医学的リハビリテーションのことをいう。

支援費制度 福祉サービスの利用者が提供事業者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給するというサービスの提供方式であり、以前の措置制度に変わるものである。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき平成15年度から身体に障害のある人、知的障害のある人及び障害のある児童へのサービス提供は、原則的にこの方法で行われていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援給付等に変更された。

視覚障害 眼の機能の障害を指し、身体障害者福祉法では、身体障害の一種として、視力障害と視野障害に分けて規定している。最も軽度な6級の視力障害は、障害が永続するもので、一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるものをいう。

施設入所支援 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種で、施設に入所する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受けるサービスである。施設入所支援は、障害者支援施設で行われる。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間や休日のサービスのことをいう。平日の日中は、日中活動系サービスを利用

する。制度上、利用の期限の定めはない。

肢体不自由 上肢・下肢及び体幹の機能の障害を指す。身体障害者福祉法では、1上肢、1下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの、1上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて1上肢の2指以上をそれぞれ第1指骨間関節以上で欠くもの、1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、両下肢のすべての指を欠くもの、1上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて1上肢の3指以上の機能の著しい障害で、永続するもの、 から までに掲げるもののほか、その程度が から までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害を身体障害としている。なお、知能の障害が原因で運動機能に障害がある場合はこれに含まれない。

肢体不自由児施設 児童福祉法に定める児童福祉施設の一つで、上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童が、治療を受けるとともに、独立自活に必要な知識・技能を習得する施設。病院として必要な設備のほか、ギブス室、訓練室、作業指導をするために必要な設備や義肢装具を製作する設備を備え、病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士等が置かれている。本市には、「県立高志学園」、通園型の「富山県高志通園センター」がある。

児童相談所 児童福祉法に基づき都道府県・指定都市・中核市が設置する児童福祉サービスの中核となる相談・判定機関。児童福祉司、心理判定員、社会福祉士、医師等が配置され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、児童及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、児童の一時保護を行うこと、を業務とし、必要に応じ、巡回してこれらの業務を行う。

児童デイサービス 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一つで、障害のある児童が通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受けるものである。支援費制度の児童デイサービスと同じ。

児童福祉法 昭和22年に制定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」と、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともにその責任を負う」ことを明示している。また、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉の機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所を規定し、福祉の保障、事業及び施設、費用等について定めている。平成18年度から、障害のある児童の在宅サービス等の給付は、障害者自立支援法の規定によることとされた。

視能訓練士〔orthoptist; O R T〕 視能訓練を専門技術とすることを認められた人に付与される名称。視能訓練士法に基づき、厚生労働大臣の免許を受け、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある人に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする。

自閉症 現在のところ、原因不明の、そしておそらく単一の原因ではない中枢神経系を含む生物学的レベルの障害で、生涯にわたって種々の内容や程度の発達障害を示す。症状の特徴は、生後30か月以前に症状があらわれ、対人関係に疎通性を欠き、ことばの発達に遅れと異常が認められ、特定のものに執着するというものである。

社会教育 学校教育による教育活動でなく、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションを含む）をいう。小、中学校の児童、生徒に対する社会教育（少年教育）、両親に対する児童の育成に関する教育（家庭教育）、放送大学、大学公開講座などの成人教育、生涯教育、老人大学等も社会教育の一環である。

社会的不利〔handicap〕 身体や精神の障害のために、大多数の人々に保障されている生活水準、社会活動への参加、社会的評価などが不利となっている状態を示す。WHOの国際障害分類では、障害の三つのレベル（機能障害 能力低下 社会的不利）の概念を提起したが、これによれば、「社会的不利とは、機能障害や能力低下の結果として、その個人に生じた不利益であって、その個人にとって（年齢、性別、社会文化的因子からみて）正常な役割を果たすことが制限されたり妨げられたりすることである」としている。なお、WHOは、国際障害分類を国際生活機能分類に変更した。

国際生活機能分類

社会的リハビリテーション 国際リハビリテーション協会は「（障害のある人に対する）社会的リハビリテーションは、社会的機能力を身につけることを目的とした過程」であって、「社会的機能力とは、各種様々な社会的状況の中で、自分のニーズを満たすことができ、社会に参加して最大限の豊かさを実現する権利を行使できる能力のことである」と定義している。社会的リハビリテーションが働きかけなければならない対象は、障害のある人個人の社会的機能力の発展を援助するのはもちろんのこと、障害のある人の社会参加を妨げる社会そのもののシステムの改善も含まれている。

社会福祉協議会 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を営む人及び社会福祉に関する活動を行う人（ボランティア団体等）が参加する団体である。市町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施並びにボランティア活動等への住民参加のための援助並びに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成等を業務としている。

社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法によって規定された国家資格。社会福祉士の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって身体的、精神的な障害や環境上の理由で日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする人をいう。

社会福祉事業団 社会福祉施設の運営を民間に委託することを目的に、都道府県又は市が設立した社会福祉法人。理事長は原則として都道府県知事又は市長とし、民生部（局）長が副理事長又は理事に加わるものとされている。事業団の主たる事業は、都道府県、市が設置した施設の受託経営であ

る。 指定管理者制度

社会福祉法人 社会福祉法に定める社会福祉事業を行うことを目的として同法の定めるところにより設立された法人。社会福祉法人は、民法による公益法人の不備を補正するものとして特別に創設された公益性の高い法人で第1種社会福祉事業を実施できる。社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないこと、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないこと、社会福祉事業のほか公益事業又は収益事業を行うこともできるが、特別の会計として経理すること、国又は地方公共団体による助成及び監督、税制上の優遇措置があること、等の特徴がある。

重症心身障害児施設 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童の入所施設。重症心身障害児施設は、病院としての機能を有するほか、児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員、理学療法又は作業療法を担当する職員が置かれている。本市には、独立行政法人国立病院機構富山病院に委託病床としての重症心身障害児施設がある。

重症心身障害のある児童 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童をいう。

重度障害者等包括支援 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種で、常時介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みである。報酬は、サービスの種類等にかかわらず、一定額を支払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は自由に設定できる。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはならない。

重度の知的障害のある人 知能が未発達の状態にとどまった人で、療育手帳A所持者をいう。

重度訪問介護 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種で、重度の肢体不自由のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスであり、支援費制度の日常生活支援に移動介護が加わったものである。

就労移行支援 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種で、就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間）とされている。

就労継続支援 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種で、A型とB型の2種類がある。

就労継続支援（A型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいい、従来の福祉工場が該当する。

就労継続支援（B型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、従来の福祉的就労に近い形態のものをいう。

授産施設 身体上若しくは精神上の理由又は家庭の事情により就業能力の限られている人が、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を得てその自立を助長することを目的とする福祉施設。生活保護授産施設、社会事業授産施設、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所授産施設及び精神障害者授産施設がある。生活保護授産施設及び社会事業授産施設以外は、障害者自立支援法により、平成23年度までに、夜間のサービスを提供する施設入所支援と、各種の日中活動を提供する事業に分けられる。

手話通訳者 重度の聴覚に障害のある人・重度の言語に障害のある人と障害のない人との意思伝達を援助する人。手話通訳者の公的な資格を手話通訳士という。

生涯学習 人間は学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性をもっており、その学習が保障されるべきだとする考え方。生涯教育ともいう。

障害基礎年金 国民年金法に基づく年金給付の一種。初診日において被保険者であること、障害認定日において1級又は2級の障害の状態にあること、保険料の滞納期間が3分の1以上ないこと、を要件として支給される。年金額は、1級82,508円、2級66,008円（平成18年度）。厚生年金保険や各種共済年金に加入している人は、障害基礎年金とあわせて障害厚生年金又は障害共済年金が支給される。

障害児通園事業 主として言葉の遅れている就学前児童に対して、障害児教育の専門指導員がそれぞれの障害のある児童の性格や程度に応じた指導を行い、心身の発達を促すとともに言語機能を高めることを目的とする教室。障害者自立支援法に定める児童デイサービス事業として行っている。

障害児福祉手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に重度の障害のある児童に支給される。支給対象となるのは、20歳未満の障害のある児童のうち重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護を必要とする人。支給額は、月額14,380円（平成18年度）となっている。所得制限がある。

障害者基本計画 障害者基本法に基づく障害のある人のための施策に関する国の基本的な計画。平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年度～平成14年度）が（第1期）障害者基本計画とみなされていたが、平成14年度で終期を迎えたことから、平成14年12月に「（第2期）障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）が閣議決定された。（第2期）障害者基本計画は、計画の考え方として、「国民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現」を掲げ、4つの横断的視点として、社会のバリアフリー化、利用者本位の支援、障害の特性を踏まえた施策の展開、総合的かつ効果的な施策の推進、4つの重点課題として、活動し、参加する力の向上、活動し、参加する基盤の整備、精神障害者施策の総合的な取組み、アジア太

平洋地域における域内協力の強化、に区分している。

障害者基本法 昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成5年に抜本改正して制定した法律。基本的理念として、すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる、と定め、障害のある人の基本的人権とノーマライゼーションを唱っている。具体的な施策としては、障害者基本計画等の策定のほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について、国及び地方公共団体等の義務を定めている。

障害者計画 障害者基本法により、都道府県及び市町村が策定する障害のある人のための施策に関する総合的な計画。障害者基本法による「障害者」とは、身体に障害のある人、知的障害のある人及び精神に障害のある人をいう。計画の策定については、都道府県が義務規定、市町村が努力規定であるが、平成19年度から市町村についても義務規定となる。計画の範囲は、障害のある人についての雇用・教育・福祉・建設・交通など多岐にわたり、障害のある人の年齢・障害の種別・程度に応じたきめ細かい総合的な施策推進が図れるようにしている。なお、国が定めるものを障害者基本計画という。

障害者雇用率 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、一般の民間企業にあっては1.8%、特殊法人・国・地方公共団体にあっては2.1%、一定の教育委員会にあっては2.0%とされ、これを超えて身体に障害のある人、知的障害のある人及び精神に障害のある人を雇用する義務を負う。この場合、重度の障害のある人1人は障害のある人2人として算入される。この雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金又は報奨金が支給される。

障害者支援施設 障害のある人に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

障害者週間 1981（昭和56）年の国際障害者年を記念して定められ、平成5年に障害者基本法により「障害者の日」として法定化され、平成16年の改正により「障害者週間」となった。国民が障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年12月3日から12月9日（国際連合で「障害者の権利宣言」を採択した日）を「障害者週間」としている。毎年、内閣府による記念の集いが開催されるほか、全国各地で障害者問題に関する啓発広報のための各種行事・事業が行われている。

障害者就業・生活支援センター 就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。本市の社会福祉法人セーナー苑が指定を受けている。

障害者職業センター 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、障害者職業総合

センター、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターの3種類がある。障害者職業総合センターは、職業リハビリテーションの研究、高度な職業リハビリテーションサービスの提供等を行う障害者職業センターの中核的な施設で、全国に1か所置かれるものである。広域障害者職業センターは、障害者職業能力開発校、医療施設と連携して職業リハビリテーションサービスを提供する施設で、全国に3か所置かれている。地域障害者職業センターは、地域に密着して職業リハビリテーションサービスを提供する施設で、各都道府県に1か所ずつ設置されている。

障害者自立支援法 身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人及び障害のある児童が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を受けること等を目的に、平成17年11月に公布された法律。年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくり、障害のある人が就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくり、障害のある人を支える制度が、国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度をめざしている。

障害者生活支援センター 地域で生活している障害のある人やその家族の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う機関。市内の8か所の障害者生活支援センターが、障害者自立支援法による障害者相談支援事業の実施機関となった。

障害者対策に関する新長期計画 昭和57年に策定した「障害者対策に関する長期計画（昭和58年～平成4年）」を継承する計画で、平成5年から平成14年を計画期間としている。「全員参加の社会づくりをめざして」という副題のつけられたこの計画は、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもと、「完全参加と平等」を目標に、啓発広報、教育・育成、雇用・就業、保健・医療、福祉、生活環境、スポーツ、レクリエーション及び文化、国際協力の8分野について、「啓発から行動へ」という方向性を提示した。国のこの計画は「（第1期）障害者基本計画」とみなされている。

障害者に関する世界行動計画 1982年の第37回国連総会で採択されたもので、1981年の国際障害者年の成果をもとに検討されたガイドラインである。この行動計画は、世界の障害問題を分析し、そのうえで各国がなすべきこと及び今後果たさなければならない国際的課題について、理念や、障害者観及び哲学を組み入れた具体性を持つ提案を201項目にわたって提起している。

障害者の権利条約 障害のある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、2006年12月、国連総会において全会一致で採択された条約。この条約は、20か国が批准した時点で発効することになっているが、日本が批准するためには、労働・教育関係法令を中心とした国内法の整備等が必要である。

障害者の雇用の促進等に関する法律 障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等

を通じて職業生活の自立を促進するための措置を総合的に講じ、障害のある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。総則において、事業主、国及び地方公共団体の責務、障害のある人の職業人としての自立努力義務を規定し、その雇用を促進するため、職業リハビリテーションの推進、障害のある人の雇用義務（法定雇用率）、障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収を定め、こうした納付金関係業務を行う法人として日本障害者雇用促進協会の設立を定めている。

障害者福祉プラザ 平成11年に全面開館した本市の障害のある人の自立生活支援のための拠点施設。

相談支援、障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター、共同作業所、知的障害者通所更生センターなどの機能を備えている。

障害程度区分 障害のある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある人の心身の状態を総合的に示す区分をいう。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が区分1から区分6などを判定する。

障害年金 被保険者が障害を理由として受け取る年金。障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金がある。

障害のある人 障害者基本法では、身体に障害のある人、知的障害のある人及び精神に障害のある人をいうが、本計画においては、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者等も含んでいる。

障害福祉計画 障害者自立支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村障害福祉計画に定める事項は、各年度における障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項、とされている。平成18年6月厚生労働省告示「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（「基本指針」という）を公表し、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度に向けて数値目標を設定するとともに、そこに至る中間段階の位置付けとして、平成18年度から平成20年度までを計画期間とする障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を提示した。

障害福祉サービス 障害者自立支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活支援（グループホーム）とされている。自立支援給付の介護給付と訓練等給付のこと。

障害保健福祉圏域 障害者福祉施策を推進するうえで、一市町村のみでは対応できない広域的な事業等を推進する単位。富山県の障害保健福祉圏域は、富山・高岡・新川・砺波の4圏域で、本市は、

滑川市、舟橋村、上市町及び立山町で構成する富山圏域に属している。

少子高齢化 子どもが少なくなり、高齢者が増加している社会をいう。出生数の減少と高齢者の増加したわが国の人口構造について述べる場合に使用される。

情緒障害 本来は年齢を問わずに用いる言葉だが、わが国では通例として児童について用い、情緒・感情の障害に基づく行動異常を示す場合を「情緒障害児」と呼ぶ。家庭、学校等での人間関係の感情的・情緒的なもつれ、あつれきにより、行動異常が表れ、社会適応が困難になった児童をいう。

小児慢性特定疾患 小児慢性特定疾患は、治療が長期に及び、その医療費の負担が高額となる疾患として指定され、児童の健全な発育を阻害しないよう疾患の研究や治療法の確立とともに、患者家族の医療費の負担軽減が図られている。小児慢性特定疾患として、がん、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患の11疾患群が指定されている。

ショートステイ 短期入所

職業リハビリテーション 障害のある人等のリハビリテーションの過程において、職業生活への適応を相談・訓練・指導し、その人にふさわしい職に就けるよう援助する専門技術の領域をいう。具体的には、障害者職業センター、障害者職業訓練校、就労移行支援実施施設等において行われる。

ジョブコーチ制度 障害のある人が職場に適應できるよう、ジョブコーチ（職場適應援助者）が職場に出向いて、障害のある人が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行い、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障害を理解し配慮するための助言などを行う制度。

自立訓練 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種で、機能訓練と生活訓練の2種類がある。

自立訓練（機能訓練） 病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人や、養護学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

自立訓練（生活訓練） 病院や施設を退院・退所した人や、養護学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人・精神に障害のある人・身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

自立支援 障害者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障害のある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。従来使用されていた「福祉」という用語は、公的機関が生活に困っている人に対し「与える」というニュアンスが感じられたが、「自立支援」は当事者の意志を尊重し、その自立を支援するという前向きな考え方といえる。

自立支援医療 障害のある児童のための「育成医療」、身体に障害のある人のための「更生医療」及び精神に障害のある人のための「精神通院医療」の総称。自立支援医療は、障害者自立支援法の自立支援給付に位置づけられている。支給認定は、更生医療が市町村、育成医療及び精神通院医療が都道府県である。

自立支援給付 障害者自立支援法に定める自立支援給付は、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる。自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具に大別される。自立支援給付の費用は、国が100分の50、都道府県及び市町村が100分の25ずつ負担することを義務づけている。

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅） 高齢者（60歳以上）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう設備、運営面で配慮された公的賃貸住宅（公営住宅等）をいう。運営面の配慮として、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が、生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応、一時的家事援助等を行うこととしている。

進行性筋萎縮症者療養等給付事業 進行性筋萎縮症（進行性筋ジストロフィー）に罹患している身体障害者手帳所持者に対し、療養にあわせて必要な訓練等を行い、その費用を公費負担する事業。本事業は、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関に委託して行うこととされているが、本県には委託医療機関がない。

心身障害者・児福祉金 身体障害者手帳1～4級・療育手帳・精神障害者福祉手帳1～2級所持者及び障害のある児童に対する市の支給金。平成18年度の支給月額、重度の手帳所持者及び障害のある児童が2,000円、それ以外が1,500円である。

心身障害者扶養共済制度 障害のある人を扶養している保護者が、毎月掛金を拠出し、保護者が死亡した場合（又は重度障害者となった場合）、残された障害のある人に年金を支給する制度。対象となる障害のある人は、知的障害のある人、障害等級1級から3級に該当する身体に障害のある人、精神又は身体に永続的な障害を有する人で と同程度と認められる人、とされている。

身体障害者更生援護施設 改正前の身体障害者福祉法に基づき設置され、身体に障害のある人の更生を援助し、必要な保護を行う施設の総称。身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設の8種の施設がある。設置主体は、国、都道府県、市町村、社会福祉法人であることを原則とする。身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、

身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センターは、障害者自立支援法により、平成23年度までに、夜間のサービスを提供する施設入所支援と、各種の日中活動を提供する事業に分けられる。

身体障害者更生施設 改正前の身体障害者福祉法に定める身体障害者更生援護施設の一つ。身体に障害のある人が入所し、その更生に必要な治療又は指導を受け、その更生に必要な訓練を行う施設。障害の種別により肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設及び内部障害者更生施設の4種がある。これらの施設は入所型の施設であるが、地理的条件、障害の状況等により通所によっても十分その更生効果が得られる場合には、通所事業も行われる。本市には、「高志更生ホーム」がある。

身体障害者授産施設 改正前の身体障害者福祉法に定める身体障害者更生援護施設の一つ。雇用されることが困難な身体に障害のある人が入所し、必要な訓練を受け、就労し自活する施設である。本市には、入所型の「高志授産ホーム」、通所型の「高志福祉作業センター」「ラッコハウス」がある。

身体障害者相談員 身体障害者福祉法に基づく身体に障害のある人の福祉の増進を図るための民間協力者。原則として身体に障害のある人で人格識見が高く、社会的信望があり、身体に障害のある人の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、地域の事情に精通している人のなかから、都道府県又は指定都市もしくは中核市が委嘱する。委嘱期間は2年。身体に障害のある人の地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること、身体に障害のある人の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行うこと、身体に障害のある人の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること、身体に障害のある人に対する国民の認識と理解を深めるため、関連団体等との連携を図り援護思想の普及に努めること等を業務とする。

身体障害者手帳 身体障害者福祉法に基づき都道府県知事又は指定都市・中核市の市長により交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部機能障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。身体障害者手帳は18歳未満の身体に障害のある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

身体障害者福祉法 障害者自立支援法と相まって、身体に障害のある人の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体に障害のある人を援助し、及び必要に応じて保護し、身体に障害のある人の福祉の増進を図ることを目的とする法律。身体に障害のある人自らの自立への努力と社会参加への機会の確保が基本理念である。国及び地方公共団体には身体に障害のある人の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の総合的实施を義務づけ、国民には身体に障害のある人の社会参加への努力に対する協力を規定している。平成18年度から、福祉サービスや更生医療等の給付は、障害者自立支援法の規定によることとなった。

身体障害者補助犬法 身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体に障害のある人の施設等の利用を円滑にし、身体に障害のある人の自立及び社会参加の促進を図ることを目的とする法律。この法律において、これまで道路交通法で規定されていた盲導犬に加え、介助犬及び聴導犬についても身体障害者補助犬と位置づけられた。平成14年5月に公布され、平成15年10月から、ホテルやレストランなど不特定多数が利用する民間施設においても身体障害者補助犬の同伴を受け入れることが義務づけられた。

身体障害者療護施設 改正前の身体障害者福祉法に定める身体障害者更生援護施設の一つ。身体障害者手帳の交付を受けた人であって、常時の介護を必要とする人たちが入所し、治療及び養護を受ける施設。医師、生活指導員、理学療法士、看護師、介護職員が配置され、重度の身体に障害のある人に対して健康管理、衛生管理、生活指導、医療、介護等が行われる。本市には、入所型の「高志療養ホーム」「わかくさの丘」、通所型の「ラッコハウス」がある。

身体に重度の障害のある人 身体に障害のある人のうち、とくに障害の程度が重い人をいう。各制度における重度の概念は一定していないが、おおむね身体障害者福祉法による障害等級の1級及び2級に該当する身体障害を準用する場合が多い。重度の身体に障害のある人に対しては、特別障害者手当等の支給、税制上の特別障害者控除など各種の施策が講じられている。

身体に障害のある人 身体障害者福祉法では、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害、がある18歳以上の人であって、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障害の程度により1級から6級に認定される。身体障害者福祉法による援護は18歳以上の身体に障害のある人に適用され、18歳未満の身体に障害のある児童については身体障害者手帳の交付はなされるが、児童福祉法による援護を受けることになっている。

生活介護 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一つで、常時介護を要する障害程度が一定以上の障害のある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。このサービスは、施設入所者も利用できる。

生活習慣病 成人期後半から老年期にかけて罹患率、死亡率が高くなるがん、脳卒中、心臓病などの総称。従来は成人病といていたが、がん、脳卒中、心臓病などに生活習慣が深く関わっていることが明らかになったため、一次予防を重視する観点から、生活習慣病という概念を導入した。

生活の質〔クオリティ・オブ・ライフ;quality of life〕 終末期医療の分野では「生命の質」「人生の質」としてクオリティ・オブ・ライフが使用されるが、障害者問題では「生活の質」として日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動、家庭等非物質的側面も含め、障害のある人の社会生活の質的向上が必要であるという意味で用いられている。

生活福祉資金 低所得者、障害のある人又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。実施主体は都道府県社会福祉協議会。借入れは、民生委員を通じて市町村社会福祉協議会を経由して申込書を提出する。資金の種類は、更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護等資金、緊急小口資金の6種がある。

精神科救急システム 精神に障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、休日・夜間など、精神科医療機関の診療時間以外の時間帯に緊急に医療が必要な状態になった人に対して、速やかに適切な医療を提供するシステム。

精神障害者授産施設 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者社会復帰施設の一つで、精神に障害のある人の自活に必要な訓練を行い、作業を通じて、社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的とする施設。本市には、入所型の「あすなるセンター」があるが、居住の場はグループホーム・ケアホームに移行する予定である。なお、通所型は小規模もあわせて6か所ある。

精神障害者生活訓練施設 援護寮

精神障害者地域生活アドバイザー 市の委嘱により、保健所や社会復帰施設等で精神保健福祉活動に協力したり、精神に障害のある人や家族の相談相手になるなどして、社会復帰の援助をする人をいう。

精神障害者地域生活支援センター 地域で生活する精神に障害のある人が、日常生活支援、相談、地域交流事業等を通じて、その自立と社会参加の促進を図ることを目的とする施設。障害者自立支援法の施行により、地域活動支援センター（型）に移行する。

精神障害者福祉工場 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者社会復帰施設の一つで、通常の事業所に雇用されることが困難な精神に障害のある人が、勤務し、社会生活への適応のために必要な指導を受け、社会復帰及び社会経済活動への参加をめざす施設。授産施設とは異なり、労働基準法が適用され、社会保険にも加入することになっている。本市には「ゆりの木の里」があるが、障害者自立支援法により、就労継続支援（A型）に移行する。

精神障害者保健福祉手帳 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態にあると認めた人に交付する手帳。精神障害の等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・医療サービス等を受けることができる。手帳制度が十分に浸透していない、手帳所持のメリットが少ない、精神障害であることを知られたくない、などの理由から、手帳所持者は実際の精神に障害のある人の一部にとどまっている。

精神通院医療 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神に障害のある人が通院して治療を受ける公費負担医療をいう。精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法の自立支援医療に位置づけられた。

精神に障害のある人 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では、「精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義し、医療や保護等の対象としている。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 昭和25年に「精神衛生法」として公布され、昭和62年に「精神保健法」と改称され、平成7年の改正により現在の法律名になった。精神に障害のある人等の医療及び保護を行い、障害者自立支援法と相まってその社会復帰・自立と社会経済活動への参加促進、発生予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努め、精神に障害のある人等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としている。具体的には、精神保健福祉センター、精神保健指定医、精神科病院、医療及び保護、精神障害者保健福祉手帳、相談指導等、精神障害者社会復帰促進センターなどについて規定している。平成18年度から、福祉サービス等の給付は、障害者自立支援法の規定によることとなった。

精神保健福祉士〔Psychiatric Social Worker;PSW〕平成9年12月に公布された精神保健福祉士法に基づく国家資格。精神病院等に入院中の人又は精神に障害のある人の社会復帰を目的とする施設を利用して人を対象に社会復帰に関する相談援助を行う。

精神保健福祉相談員 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき精神保健福祉センター及び保健所に置かれ、医師を主体とするチームの一員として、医師の医学的指導のもとに保健師その他の協力を得て、面接相談及び家庭訪問を行い、患者及び患者家庭の個別指導を行う職員。都道府県知事又は保健所を設置する市の市長が任命する。

成年後見制度 知的障害のある人、精神に障害のある人等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。民法の禁治産、準禁治産制度を改正し、「後見」「保佐」「補助」の3類型に制度化された。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人等による成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

相談支援事業 障害者自立支援法に定める相談支援事業は、障害のある人や障害のある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービス。具体的な内容としては、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のための必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営、等である。事業の実施者は市町村であるが、その運営を常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者^ソに委託することができる。

SOHO〔Small Office/Home Office〕 会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピュータネット

ワークで結んで仕事場にしたもの、あるいはコンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすことをいう。

措置 行政庁（市町村又は都道府県）が、要援護者に対して、社会福祉施設に入所させる、あるいは在宅福祉サービスを受けさせる制度をいう。措置は、行政処分と解されている。

退院可能な精神科病院入院者 精神科病院入院患者のうち受け入れ条件が整えば退院可能な人のことをいう。精神科の「社会的入院者」をさす。

多目的トイレ 障害のある人だけでなく、高齢者、妊婦、小さな子どもを連れた人、大きな荷物を持っている人などが利用しやすいよう配慮して作られたトイレ。

短期入所（ショートステイ） 障害者自立支援法に定める短期入所は、居宅において障害のある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障害のある人が短期間入所する障害福祉サービスをいう。従来の短期入所は、障害等種別（身体障害、知的障害、精神障害及び障害児）ごとであったが、障害者自立支援法により、サービス体系が一本化された。

地域移行 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域活動支援センター 障害者自立支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障害のある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設。地域活動支援センターには、従来の作業型デイサービスや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当する。

地域児童健全育成事業（子ども会） 学童保育

地域自立支援協議会 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県及び市町村が設置する協議会。地域自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

地域生活支援事業 地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者自立支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができる。自立支援給付の費用負担は、国が100分の50、都道府県及び市町村が100分の25と義務化されているのに対し、地域生活支援事業の補助については、国が100分の50、都道府県が100分の25と定められているものの、「補助することができる」とされている。

地域福祉 社会福祉法においては、「社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」こととしている。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連携によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。

地域福祉権利擁護事業 知的障害のある人、精神に障害のある人、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助などを行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。

地域包括支援センター 地域包括支援センターは、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関である。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。

地域リハビリテーション 障害のある人が生活している地域において、必要なときに適切なサービスが受けられるよう、地域における総合的な各施設・機関の連携が行われ、一貫したリハビリテーションの推進を図ろうとするもの。

知的障害 知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

知的障害児施設 児童福祉法に定める児童福祉施設の一つで、知的障害のある児童が入所し、自立自活に必要な知識技能を得ることを目的とする施設。児童の日常生活、生活指導及び職業指導等に必要な設備を備え、精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医、児童相談員、保育士等が置かれる。なお、自閉症を主たる症状とする児童は、医療に必要な設備を備えた知的障害児施設の一つとして設けられた自閉症児施設へ入所できる。

知的障害児通園施設 知的障害のある児童が通園し、自立自活に必要な知識技能を得ることを目的とする施設。児童福祉法に定める児童福祉施設に位置づけられ、本市には「富山市恵光学園」がある。

知的障害者援護施設 改正前の知的障害者福祉法に基づき設置され、知的障害のある人の更生を援助し必要な保護を行う施設の総称。知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームの5種類がある。障害者自立支援法により、平成23年度までに、夜間のサービスを提供する施設入所支援と、各種の日中活動を提供する事業に分けられる。

知的障害者更生施設 改正前の知的障害者福祉法に基づき設置される知的障害者援護施設の一つ。知的障害のある人が入所し、保護を受けるとともに、その更生に必要な指導及び訓練を受ける施設。本市には、入所型が6か所、通所型が4か所ある。

知的障害者授産施設 改正前の知的障害者福祉法に基づき設置される知的障害者援護施設の一つ。雇用されることが困難な知的障害のある人が、入所して自活に必要な訓練や職業訓練を受ける施設。本市には、入所型の「はるかぜの丘」、通所型の「ウォーム・ワークやぶなみ」「やぶなみ分場しじみが森」「作業センターふじなみ」がある。

知的障害者相談員 知的障害者福祉法により、知的障害のある人の福祉の増進を図ることを目的に置かれる民間協力者。原則として、知的障害のある人の保護者であって、人格識見が高く、社会的信

望があり、知的障害のある人の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動でき、かつ、その地域の実情に精通している人のうちから福祉事務所長が推薦し、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長が委嘱する。定められた地域内において、知的障害のある人の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うこと、知的障害のある人の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡すること、知的障害のある人に対する援護思想の普及に努めること等を業務とする。

注意欠陥多動性障害〔ADHD〕 原因は不明だが、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われる。発達障害者支援法により発達障害とされている。

中核市 地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市。中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理すべきとされた事務以外のもの(福祉・衛生・まちづくり等)を処理することができる。平成18年現在、本市を含めた37市が指定されている。

聴覚又は平衡機能の障害 身体障害の一種。身体障害者福祉法では、障害が永続するもので、両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のもの、1耳の聴力レベルが90dB以上、他耳の聴力レベルが50dB以上のもの、両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの、平衡機能の著しい障害、を同法の対象となる身体障害としている。

超高齢社会 一般的には、高齢化率が20%を超えた社会をいう。

長寿化 平均寿命が延びることをいう。わが国は、少子化と長寿化により高齢化が進行している。

通級 教科の指導は通常の学級で受け、通級指導教室に特定の時間だけ通って言語や弱視、難聴などの指導を受けることをいう。

デイサービス 要援護者等をデイサービスセンター等に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練等のサービスを行う事業。保健・医療分野で行う同様のサービスは、デイ・ケアという。

出前講座 市の職員が地域に出向き、行政情報等を積極的に提供しながら市制への理解を深めるとともに、これからのまちづくりをともに考えることを目的とする。市の将来像や介護、子育て、環境、健康など、11分野(平成18年度)の講座があり、生涯学習の一環として実施している。

統合教育 障害のある児童とない児童と一緒に教育することをいう。基本的には障害のある児童が通常学級で学習する形態をいうが、特殊学級に在籍する障害のある児童が、特定の時間だけ、通常の学級の児童たちと学ぶという、いわゆる交流教育も統合教育の一形態とする考え方もある。

特殊学級 特殊教育

特殊教育 学校教育法に基づき、学校教育の一形態として行われる障害のある児童の教育。視覚障害(強度弱視を含む)、聴覚障害(強度難聴を含む)又は知的障害、肢体不自由若しくは病弱(身体虚弱を含む)等に該当する児童が、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を受けることを目的とする。盲学校、ろう学校、養護学校及び小学校・中学校又は高等学校における特殊学級

が特殊教育の機関であり、疾病により療養中の児童及び生徒に対して特殊学級を設け、又は教員を派遣して訪問教育が行われることもある。特殊教育における学級編成は、障害のある児童の状態等に応じて個別的な指導を行うことができるよう小人数編成がとられている。平成19年度から「特別支援教育」となる。

特定疾患 難病のうち、症例数が少なく、原因が不明で治療法も確立しておらず、かつ、生活面への長期にわたる支障がある特定の疾患をいう。平成18年現在、原因の究明、治療方法の確立に向けた研究を行う難治性疾患克服研究事業の対象疾患は121疾患、そのうち医療費の負担軽減を図ることを目的とする特定疾患治療研究事業の対象疾患は45疾患、在宅サービスの提供を目的とする難病患者等居宅生活支援事業の対象としては、前述の121疾患と関節リウマチである。

特別支援教育 これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症も含めた障害のある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。平成19年度から従来の特殊教育に代えて、特別支援教育が実施される。

特別児童扶養手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害のある児童を監護あるいは養育する父母又は養育者に支給される。支給対象となるのは20歳未満の障害のある児童。平成18年度の支給額は、障害のある児童1人につき、1級月額50,750円、2級月額33,800円となっている。所得制限がある。

特別障害者給付金 国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、障害基礎年金受給相当の障害に該当する人に支給される。平成17年度から支給開始された制度で、支給月額は1級（重度）が5万円、2級（中度）が4万円である。

特別障害者手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に著しい重度の障害がある人に支給される。支給対象となるのは、20歳以上であって著しく重度の障害の状態にあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人。支給額は月額26,440円（平成18年度）。所得制限がある。

特例子会社 障害のある人の雇用に特別に配慮をした子会社が一定の要件を満たしている場合、その子会社に雇用されている人は親会社に雇用されているものとみなして、親会社の障害者雇用率を計算できることとされている。これにより、企業が障害者雇用を進めることを容易にしようとするものである。

富山型デイサービス 児童や高齢者、障害のある人が、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域の一つの屋根の下で受けることができるデイサービスの方式。富山型デイサービスは、平成5年に富山市で誕生し、平成18年6月現在、市内に25か所ある。利用者に暖か味を感じていただくため、民家を改修した施設が多い。

内部障害 身体障害者福祉法で規定する身体障害の一種。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは

直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる障害を同法の対象となる身体障害としている。一般的に、内部障害は外見的に異常のないことが多いため、手足の欠損等外見的に異常が認められる外部障害に比較し、周囲の認識の低さから、病気にもかかわらず職場を休めなかったり、障害の等級が過小評価されたりするなどの問題がある。

難聴幼児通園施設 児童福祉法に基づき設置される児童福祉施設の中の盲ろうあ児施設の種類。強度の難聴の幼児が保護者のもとから通い、残存能力の開発及び言語障害の除去に必要な指導訓練を受ける施設。難聴幼児通園施設では、児童の聴力・言語能力の発達の程度、年齢等に応じた聴能訓練、補聴器装用訓練、言語機能訓練を行う。本市には「富山市高志通園センター」がある。

難病患者等 難病とは特定の疾患群を指す医学用語ではないが、昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、としている。難病患者等居宅生活支援事業では、その対象者を、難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）の対象疾患（121疾患）患者及び関節リウマチ患者、在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断される人、介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の施策の対象とはならない人、としている。

日常生活自立度 日常生活の不自由さをみるために、旧厚生省の作成したものとして、「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」と「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」がある。寝たきり度は、生活自立（ランクJ）、準寝たきり（ランクA）及び寝たきり（ランクB・C）に分けられており、痴呆（認知症）度は、～及びMに分けられている。

日常生活用具 障害者自立支援法に定める地域生活支援事業として定められている日常生活用具は、次の6種類に大別された。

介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害のある人の身体介護を支援する用具並びに障害のある児童が訓練に用いるいす等のうち、障害のある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害のある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害のある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

排泄管理支援用具 ストマ装具その他の障害のある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

居宅生活動作補助用具 障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

日中一時支援事業 障害者自立支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障害のある人が日中活動する場を設け、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業。従来の日帰りショートステイはこれに該当する。

日中活動系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者自立支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになる。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス及び短期入所で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障害のある人も利用できる。

認知症 脳の器質的障害により、いったん獲得された知能が持続的に低下すること。認知症には、脳梗塞、脳出血等による脳血管障害の結果生ずる脳血管性認知症及びアルツハイマー病、原因不明の脳の変性により脳の萎縮が認められる老年認知症等があるが、未解明の事項も多い。

能力低下〔disability〕 WHOの国際障害分類では、「能力低下とは、人間として正常とみなされる方法や範囲で活動していく能力の、(機能障害に起因する)なんらかの制限や欠如である」と定義している。機能障害の結果、食事、排せつ、衣服の着脱等の身辺動作や、歩行、コミュニケーション活動等がうまくできないことを意味する。なお、WHOは、国際障害分類を国際生活機能分類に変更した。 国際生活機能分類

ノーマライゼーション〔normalization〕 デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障害のある人々に対する取り組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」に反映されている。

ハートビル法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

ハートプラスマーク 内部障害のある人は、外見的に健常者と変わらないため、誤解を受けやすい。そのため、内部障害があることを示すものとして、このマークがつけられた。人の胸の部分にプラス記号を添えたハートマークをあしらったデザイン。



発達障害者支援法 発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害のある人への支援、発達障害のある人の就

労の支援等について定め、発達障害のある人の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障害のある人の福祉の増進に寄与することを目的に、平成16年12月に公布された法律。この法律の「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の高汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これらに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害、としている。

バリアフリー〔barrier free〕 住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー新法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

ハンディキャップ 社会的不利

ピア・カウンセリング 障害のある人や高齢者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の人の相談に応じ、問題の解決を図ること。同土カウンセリングともいう。アメリカの自立生活センターでとられている方式がわが国にも伝えられたものである。

P T S D〔post traumatic stress disorder〕 心的外傷後ストレス障害と訳す。P T S Dとは、心に加えられた衝撃的な傷が元となり、後に様々なストレス障害を引き起こす疾患である。心の傷は、心的外傷（トラウマ）と呼ばれる。

ヒューマンアシスタント 業務補助者。職場において、主にコミュニケーションで支援を必要としている障害のある人に、手話・点訳といった障害の特性に応じた援助を行う職員をいう。

フォーラム 公開討論会。

福祉教育 国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い福祉教育の重要性が大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

福祉工場 就労継続支援（A型）

福祉施設の入所者の地域生活への移行 長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設等の入所者が、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等での生活へ移行することをいう。

福祉的就労 障害のある人の一部は、本人が企業や官公庁などへの正規就職を望んでも、障害の重度さのために不可能なことがある。働くことはすべての人にとっての基本的人権であり、その権利を守り、本人の働く意志を尊重するため、正規雇用で代わる福祉的な場と指導体制の中で働く機会を用意して、体験としての労働を障害のある人に保障していくことを福祉的就労という。障害者自立

支援法による改正前の授産施設、共同作業所等が福祉的就労の場である。

福祉ホーム 現に住居を求めている障害のある人に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援することを目的とする入居施設。従来、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に、それぞれの障害に係る福祉ホームが規定されていたが、障害者自立支援法により一本化され、地域生活支援事業の一つに位置づけられた。

放課後児童健全育成事業 学童保育

法定雇用率 障害者雇用率

訪問看護 病状が安定期にある在宅の要介護者に対して、看護師、准看護師等が訪問して、看護や療養上の指導等を行うサービス。

訪問系サービス 障害者自立支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

訪問入浴サービス 障害者自立支援法に定める地域生活支援事業の一種で、常時介護を必要とする重度の障害のある人の自宅を訪問して行う入浴サービスをいう。

ホームヘルプ 居宅介護

補装具 義肢、装具、車いすなどのことで、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの、身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの、給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するものという3つの要件をすべて満たすものである。従来は、身体障害者福祉法及び児童福祉法により定められていた。障害者自立支援法では、従来日常生活用具であった重度障害者用意思伝達装置が補装具とされ、補装具であったストマ用装具や一本杖等が日常生活用具とされたなど補装具と日常生活用具の給付対象品目の見直し、整理があったが、多くは従前の補装具の種目と同じである。

ボランティア〔volunteer〕 本来は、有志者、志願兵の意味。社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいうが、「有償ボランティア」という言葉も使われている。個人又はグループで、手話・点訳、学習指導、理美容、電気、大工、茶・華道、演芸(劇)指導等の技術援助、障害のある人・児童・老人等の介護やし相手、おむつたたみ、施設の清掃等の自己の労力・時間の提供、一日里親、留学生招待、施設提供、献血・献体、旅行・観劇招待等、の奉仕を行う。

ボランティアサポーター ボランティア活動の推進を図るため、市社会福祉協議会が委嘱し、各校下に配置している人をいう。ボランティアサポーターは、ボランティアコーディネーターと緊密な連携をとって活動している。

ボランティアセンター ボランティア活動を求めるニーズの把握、ボランティア活動に必要な社会資

源の確保開発、ボランティア活動の拡大普及の有機的結合を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。具体的には、ボランティア活動の需給調整を中心として、相談、教育、援助、調査研究、情報提供、連絡調整などを業務としている。

民生委員・児童委員 民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は無給で、任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、援助を必要とする人がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと、社会福祉を目的とする事業を経営する人又は社会福祉に関する活動を行う人と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

盲学校 盲者（強度の弱視者を含む）が、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育と必要な知識技能を受けるための学校。都道府県に設置が義務づけられている。平成19年度から特別支援学校となる。

盲人ホーム あん摩、はり、きゅうに必要な技術の指導を行い、視覚障害のある人の自立更生を図る施設。市内に富山県視覚障害者福祉センターがある。

ユニバーサルデザイン 「すべての人のためのデザイン」をいう。障害のある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障害のある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

養護学校 学校教育法に基づき、知的障害、肢体不自由若しくは病弱（身体虚弱を含む）に該当する児童に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする学校。都道府県に設置が義務づけられている。平成19年度から特別支援学校となる。

要約筆記者 所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障害のある人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、聴覚に障害のある人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して聴覚に障害のある人に伝達するものである。

余裕教室 かつて使用されていた学校の空き教室のこと。少子化により、余裕教室が増加している。

ライフステージ〔life stage〕 生活段階又は人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、おのおのの段階。近年、それぞれのライフステージにおいて生起する生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されるようになっている。

理学療法士〔Physical Therapist ; PT〕 理学療法を専門技術とすることを認められた医学的リハビリテーション技術者に付与される名称。理学療法士及び作業療法士法により資格、業務等が定められている。理学療法は、光線、温熱、寒冷、水、電気等の外的刺激を用いる物理的療法、重すい、砂のう、副子等を用いて矯正治療する器械的療法、自動的に又は他動的にあるいは器械設備等を用いて複合的に専ら機能障害の改善を行う運動療法、に大別される。

リハビリ訓練 機能訓練

リハビリテーション〔rehabilitation〕 障害のある人の人間としての権利を回復するために、障害のある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいう。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会等の各専門分野があるが、障害のある人の人間的復権を図るためには、それら諸技術の総合的推進が肝要である。

療育 医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障害のある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならない。歴史的には、とくに肢体不自由のある児童や重症心身障害のある児童の分野で用いられてきた。

療育手帳 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対して交付される手帳。A（重度）及びB（その他）の2段階に区分される。療育手帳を所持することにより、知的障害のある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

療護施設 身体障害者療護施設

療養介護 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一つで、医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を受ける事業である。このサービスの利用者は、病院入院者である。

ろう学校 ろう者（強度の難聴者を含む）が、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育と必要な知識技能を受けるための学校。都道府県に設置が義務づけられている。平成19年度から特別支援学校となる。

老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を行うことにより、老人の福祉を図ることを目的とした法律。具体的な福祉の措置として、居宅における介護等のための在宅福祉サービスの実施、老人ホームへの入所、老人健康保持事業の実施等が定められ、都道府県及び市町村に老人福祉計画の策定を義務づけている。しかし、高齢者等に係る介護サービス制度は、実質的には介護保険法に移行している。

ノーマライゼーション社会の実現をめざして
富山市障害者計画

発行年月	平成19年 3月
------	----------

発行	富山市 〒930-8510 富山市新桜町 7 番38号 Tel 076 - 431 - 6111 (代)
----	--

編集	福祉保健部 障害福祉課
----	-------------

協力	株式会社 エディケーション
----	---------------
